

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 826 号 2016 年 2 月 19 日発行

団体交渉(平成27年人事院勧告)妥結

次の法律・条例の改正に伴う信州大学職員の給与制度の改正について、2月2日(火)・10日(水)に、団体交渉を行いました。

人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律

長野県人事院勧告による長野県学校職員の給与に関する条例

法人から提示された案は、おおよそ次のとおりです。

① 俸給表改正に伴うもの

➤ 職員給与規程

一般職基本給表：平均 0.4% の引き上げ。1 級の初任給を 2,500 円引き上げ。若年層は同程度の改定。

その他は 1,100 円の引き上げを基本とする。

技能職・教育職(一)(年棒)・医療技術職・看護職基本給表：一般職基本給表に準じる。

指定職基本給表：各号 1,000 円引き上げ。

➤ 基本決定細則：技能職・医療技術職の各昇級時号給対応表の改正。

➤ 年俸制適用職員給与細則：職位別資格基準表の改正。

② 初任給調整手当の改正に伴うもの

➤ 職員給与規程：医師免許調整手当(初任給調整手当)の限度を 50,300 円→50,500 円。

➤ 職員医師免許調整手当細則：医師免許取得後の経過期間ごとに 200 円引き上げ。

③ 地域手当の支給割合の改正によるもの

➤ 職員地域手当細則：交流採用者に対する異動保障のため細則別表のみを改正。

④ 勤勉手当支給割合の変更によるもの

➤ 勤勉手当成績率取扱要領：4.10 月→4.20 月に引き上げ。一般職員の場合、期末手当は改正なし、

勤勉手当を 6 月期・12 月期各 0.80 月(平成 27 年度は 6 月期 0.75 月、12 月期 0.85 月)に改正。

⑤ 長野県学校職員の給与に関する条例の改正に伴うもの

➤ 職員給与規程：教育職(二)(三)の基本給表を改正。

⑥ 単身赴任手当の改正に伴うもの

➤ 職員給与規程：加算額の限度を 58,000 円から 70,000 円へ引き上げ、基礎額を 30,000 円へ引き上げ。

①、②、⑤は平成 27 年 4 月 1 日遡及適用。③は平成 27 年 4 月 1 日遡及適用及び平成 28 年 4 月 1 日施行。④は平成 27 年 12 月 1 日遡及適用及び平成 28 年 6 月 1 日施行。⑥は平成 28 年 4 月 1 日施行。

以上の案は、いずれも人事院勧告に準拠して、妥当と考えられたため、今回の改正案について妥結いたしました。

なお、今回の人事院勧告では民間との格差 1,469 円を俸給 280 円、地域手当 1,156 円等で調整することとなっていますが、地域手当に対する級地では長野市と松本市は七級地(支給割 3%)となり、従来との変化はあり

ません。地域手当は信州大学職員給与規程第 24 条の 2 において 100 分の 3 と規定されていますが、平成 20 年の 4 月 1 日施行の附則 3 で「当分の間、(中略)「100 分の 2.6」と、それぞれ読み替えて支給する」とあり、実際の支給額は 2.6%となっています。このことは今回の交渉事項ではありませんが、附則制定から 8 年が経過していることもあり、割合の妥当性の検証などをお願いしました。

全大教地区別単組代表者会議 報告

2016 年春季・新歓期の取組に向けた合同地区別単組代表者会議に参加してきました。翌日の代表者会議・学習会と内容が重なるようですが、執行部報告書に基づいて会議が進められていきました。教員と職員が別の組合になっている大学があること、新任者研修会の日に組合説明会を昼休みではできず夕方に行っている大学、そもそも説明会をしていない大学、ビラの配布がしにくい大学、学部間で組合加入者数が大きくばらつく大学、職員の加入が著しく少ない大学のあることが聞かれました。チェックオフでは、自動引落で実質に行われている大学が多い中、組合員であることを知られたくないとして現金払いの方がいるとのこと。信州大学では組合加入可能な範囲を巡って頓挫していますが、法的には組合員制限の規定は無効なはずとの意見を頂きました。また、近年赤字続きで財政が尻つぼみの見通しのため、さまざまな縮減策を実施するとの説明がありました。給与臨時減額に対する裁判闘争が各地の大学で行われ、請求棄却されても弁論を続けていき、各単組からの傍聴支援を強化して積極的に取り組んでいこうと話し合いました。組合員加入は組合費とあまり関係しないようだとの話があり、組合のメリットについて、さまざまな還元的な行事ばかりではなく、気楽に話し合える場がある点が最大のメリットではないかと話し合い、会を終えました。(西長野支部 西正明)

全大教地区協議会代表者会議 学習会 参加報告

全大教関東甲信越地区協議会の単組代表者会議・学習会(2月14日)に参加しました。

代表者会議は、基本的に議題どおりにはこびましたので、重要と思われる情報をお伝えします。①近隣大学では、新潟大の教員人事凍結・2割「スリム化」が大きな話題です。新大職組は9月以降、学長交渉を3回おこない、他大学との賃金比較グラフなどを立て看板にして宣伝をしています。学内ではこの問題についての「有志の会」も立ち上がり、組合とともに活動しているとのこと。②技術職員をめぐる、昇格基準が明確でない(電気通信大)、2%しか6級に昇格しない(東京大)と人事問題が交流されました。フレックス制で実質的な残業時間が増えた問題(同)も指摘されました。これらについては全大教ウェブページの「技術職員交流ルーム」を活用してほしいとのこと。③非常勤職員の雇い止めについては、埼玉大で取り組みがみられます。④附属学校については、入試手当がなく課外活動手当も低い問題(筑波大)、時間外労働を労基署が指摘したこと(新大)が報告されています。

協議会事務局からは、各地域で、全大教の未加盟組合に加盟を呼びかけることが提起されました。信州でも複数の大学の公立化が目指されていますので、今後は我々にも大いに関係してくると思います。

学習会は「軍学共同問題」がテーマでした(報告は横浜市立大の委員)。こうした学習会は、ともすると「紋切り型」の結論になるのではと思っていましたが、各出席者の専門分野をふまえた、よい討論ができました。

「様々な研究が軍事転用の可能性をもつなかで、現代の戦争とはどのようなもので、こういった兵器が使われているかを知らなければ、それに対抗することは難しい」という指摘(物理学の立場から)や、「アクティブラーニングだけが重視されるようになると“知識を実用する”ことに傾倒しすぎるようになり、“なぜ”を問わなくなる可能性もある」という指摘(教育学の立場から)は興味深いものでした。(南箕輪支部 三木敦朗)